

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、「ICレコーダの音声データの内容^{資料}
3」（平成29年12月25日）」の訂正請求について、平成30年5月23日付けで行った、訂正をしない旨の決定は、妥当である。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

ア 審査請求人は、平成29年4月12日付けで、埼玉県警察本部長が行った保有個人情報^{資料}の訂正をしない旨の決定及び同年4月20日及び同年5月15日付けで埼玉県公安委員会が行った保有個人情報^{資料}の訂正をしない旨の決定について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、埼玉県公安委員会に対し、審査請求を行った。

イ 埼玉県公安委員会は、平成29年4月12日付けで提起された審査請求については同年7月21日付けで、同年4月20日及び同年5月15日付けで提起された審査請求については同年7月31日付けで、埼玉県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し諮問を行った。

ウ 審査請求人は、平成29年12月14日付けで、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第45条の2に基づき、審査会に対し、前記アの審査請求に係る審査請求人の主張を理由付ける資料として、次の資料を提出した。

（ア）「審査請求・証拠品提出」（審査請求人が証拠品として提出したICレコーダ及び写真10枚について、審査請求人の意見を記載したもの。以下「意見書」という。）

（イ）写真10枚

（ウ）ICレコーダ1台

エ 実施機関は、前記（ア）から（ウ）までの資料について、審査会事務局として受理し、審査会の調査審議に供するため、次の資料を作成した。

（ア）意見書について 「提出資料1 審査請求・証拠品提出（平成29年12月14日收受）」（以下「本件対象保有個人情報1」という。）

（イ）写真10枚について 「提出資料2 「争点整理表」2頁1件目の情報の立証資料」（以下「本件対象保有個人情報2」という。）

（ウ）ICレコーダについて 「ICレコーダの音声データの内容資料3」（平成29年12月25日）」（以下「本件対象保有個人情報3」という。）

オ 審査会は、平成29年12月25日の調査審議において、本件対象保有個人情報1～3を確認した。また、ICレコーダの音声データを再生し、録音されていた音声データの内容を確認した。

カ 審査請求人は、平成30年1月17日付けで、条例第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「平成29年12月25日の審査会に私が証拠品として提出した、すべての文書。ボイスレコーダーを県政情報センターの方に文書に起こして頂いた物も含む。」の開示請求を行った。

キ これに対し実施機関は、本件対象保有個人情報1及び3を特定し、平成30年1月31日付けで、条例第21条第1項の規定に基づき、保有個人情報部分開示決定処分を行い、審査請求人に通知した。

部分開示とした理由は、本件対象保有個人情報1及び3のいずれについても「個人情報保護審査会における証拠資料に係る審議の方針や論点等が記載されたもので、答申確定前の審議検討段階の情報である。これら情報が開示されることにより、当該審査会の審議の過程や論点等が明らかとなり、審議において率直な意見交換や意思決定に影響を及ぼすおそれがあり、さらに中立かつ公正な判断を行うという当該審査会の事務に支障を及ぼすおそれがあることから、個人情報保護条例第17条第6号及び第7号に該当するため。」とした。

ク また、実施機関は、本件対象保有個人情報2を特定し、平成30年1月31日付けで、条例第21条第1項の規定に基づき、保有個人情報開示決定処分を行い、審査請求人に通知した。

ケ 審査会は、平成30年3月29日付けで、前記イで埼玉県公安委員会が行った3

件の諮問に係る答申を行った。

コ 審査請求人は、平成30年4月25日付けで、条例第29条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、本件対象保有個人情報3の「録音日時」欄の記載について、次に掲げる内容の訂正を求める旨の保有個人情報の訂正請求(以下「本件訂正請求」という。)を行った。

(ア)「平成29年12月3日12:35～(約55分)※ICレコーダ内ディスプレイ上に表示」を「平成22年4月12日」に訂正。

(イ)「平成29年12月3日13:30～(約1時間)※ICレコーダ内ディスプレイ上に表示」を「平成22年4月12日」に訂正。

サ 実施機関は、平成30年5月23日付けで、条例第32条第2項の規定に基づき、本件対象保有個人情報3について、保有個人情報の訂正をしない旨の決定(以下「本件処分」という。)を行った。

シ 実施機関は、審査会が前記ケのとおり答申を行ったことにより、本件対象保有個人情報1及び3を開示することが、審査会の審議において率直な意見交換や意思決定に影響を及ぼすおそれ及び中立かつ公正な判断を行うという当該審査会の事務に支障を及ぼすおそれがなくなり、条例第17条第6号及び第7号に該当しないこととなったとして、平成30年6月25日付けで、前記キで行った保有個人情報部分開示決定処分を撤回するとともに、保有個人情報開示決定処分を行い、審査請求人に通知した。

(2) 審査請求の経緯

審査請求人は、平成30年7月3日付けで、行政不服審査法に基づき、実施機関に対し、本件処分の取消しを求めて審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

(3) 審議の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、平成30年10月5日付けで、実施機関から条例第42条の規定に基づく諮問を受け、弁明書の写し及び反論書の写しを受理した。

イ 当審査会は、本件審査請求について、平成30年10月29日、実施機関の職員からの意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象保有個人情報3について

審査請求人が訂正を求めた本件対象保有個人情報3は、審査会の調査審議に供するため、実施機関が審査会事務局として作成した、ICレコーダの音声データの概要を記載した資料である。

本件対象保有個人情報3は上下2つの表で構成され、上表は「音声データ1（ICレコーダ内のフォルダA内の音声データファイル2件のうちの1件目）」であり、下表は「音声データ2（ICレコーダ内のフォルダA内の音声データファイル2件のうちの2件目）」である。上下表とも、録音内容に係る「録音日時」、「審査請求人側」、「相手側」及び「内容」の項目で構成されている。

実施機関は、ICレコーダのディスプレイ上に表示された日時を確認した。

さらに、表示されていた日時及び録音されていた音声データの状況から、ICレコーダの音声データは、当該ICレコーダ以外のレコーダ（以下「他のレコーダ」という。）に録音されていた音声データがICレコーダに録音されたもので、その日時はICレコーダのディスプレイ上に表示された日時であると判断し、本件対象保有個人情報3の上表「録音日時」欄に「平成29年12月3日12:35～（約55分）※ICレコーダ内ディスプレイ上に表示」と、下表「録音日時」欄に「平成29年12月3日13:30～（約1時間）※ICレコーダ内ディスプレイ上に表示」と記載した。

(2) 審査請求人の主張について

実施機関が前記(1)のとおり「録音日時」欄を記載したことに対し、審査請求人は、本件訂正請求において、「録音日時」欄には他のレコーダの音声データがICレコーダに録音された日時ではなく、審査請求人等の音声は直接に他のレコーダに録音された日時を記載すべきである旨を主張している。さらに審査請求書において、本件対象保有個人情報3は、審査請求人の名前で審査会に証拠品として提出されたものであるから、処分庁の職員が勝手な判断をし、証拠品に県の方針を押し付けるべきでなく、

また、審査会に提出をされるような重要な証拠品であるなら、誤解を招く表現は避けるべきである旨を主張しているが、次のとおり本件処分は適法である。

(3) 本件処分の適法性について

条例第29条第1項は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報（略）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（略）を請求することができる。」と規定し、その対象は「事実」であって、実施機関の「評価・判断」には及ばないと解されている。

本件対象保有個人情報3は、実施機関が審査会事務局として審査会の調査審議に供するために作成した資料であり、「録音日時」欄については、前記（1）のとおり判断して記載している。

本件訂正請求は、「録音日時」欄の記載の訂正を求めているものであるが、その内容は、「録音日時」欄をどのように記載するかという実施機関の判断に対するものであり、条例第29条第1項の「事実」には該当しないため、本件処分に違法性はない。

また、「録音日時」欄の記載は、審査請求人から提出された資料には審査請求人等の音声は他のレコーダに録音された日時の情報がなかったため、「録音日時」欄に記載した日時がICレコーダ内ディスプレイ上に表示されたものであることを付記してその表示された日時を記載したものであり、審査請求人等の音声は直接に他のレコーダに録音された日時について、特段、誤解を招く表現ではない。

さらに、平成29年12月25日、審査会がICレコーダの音声データを確認するに当たっては、実施機関が、本件対象保有個人情報3により、他のレコーダに録音されていた音声データがその後ICレコーダに録音されたと思われるとの説明を行い、かつ、ICレコーダの音声データが平成22年の審査請求人等の音声であることをうかがわせる記載のある本件対象保有個人情報1を併せて示しており、審査請求人から提出された資料については適正に取り扱っている。

なお、審査請求人は、本件対象保有個人情報3は、審査請求人の名前で審査会に証拠品として、提出されたものであるから、実施機関の職員が勝手な判断をし、証拠品に県の方針を押し付けるべきでなく、また、審査会に提出をされるような重要な証拠品であるなら誤解を招く表現は避けるべきである旨を主張するが、本件対象保有個人

情報 3 は、実施機関が審査会事務局として審査会の調査審議に供するために作成したものであり、審査請求人が所有するものではなく、ましてや作成に当たって審査請求人の考えに拘束されるものではない。

以上のことから本件処分は適法であり、本件審査請求は棄却されるべきである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報 3 について

本件対象保有個人情報 3 は、前記 2 (1) イで埼玉県公安委員会が行った 3 件の諮問について調査審議を行う審査会において、審査請求人が証拠品として提出した IC レコーダをその調査審議に供するため、実施機関がその音声データの概要を記載した資料であり、「録音日時」欄、「審査請求人側」欄、「相手側」欄及び「内容」欄の項目で上下 2 つの表により構成されている。

(2) 本件訂正請求について

審査請求人は、実施機関が前記 4 (1) のとおり「録音日時」欄に記載したことに対して、「録音日時」欄には審査請求人等の音声を録音した日時を記載するべきであるとして本件訂正請求のとおり訂正するよう求めている。

実施機関は、本件訂正請求は、条例第 29 条第 1 項に規定する訂正請求の対象外であるとして、本件処分を行った。

これに対し審査請求人は、本件処分を取り消し、本件訂正請求のとおり訂正するよう求めているので、以下、本件処分の妥当性について検討する。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 訂正請求については、条例第 29 条第 1 項において、「何人も、自己を本人とする保有個人情報（略）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（略）を請求することができる。」と規定されており、その対象は「事実」であって、実施機関の「評価・判断」には及ばないと解される。

実施機関は、本件訂正請求の内容が「録音日時」欄をどのように記載するかという実施機関の「判断」に対するものであり、条例第 29 条第 1 項の「事実」には該当しないと主張しているため、当審査会は、本件訂正請求が「事実」を対象とした

ものか否かについて検討する。

イ 実施機関によると、I Cレコーダのディスプレイ上に表示されていた日時及び録音されていた音声データの状況から、その音声データは、他のレコーダに録音されていた音声データがI Cレコーダに録音されたものであって、その録音日時は、I Cレコーダのディスプレイ上に表示された日時であると判断し、「録音日時」欄を記載したとのことである。

また、「録音日時」欄を記載するに当たり、意見書、写真10枚及びI Cレコーダの音声データのいずれにも審査請求人等の音声は他のレコーダに録音された日時の情報がなかったため、「録音日時」欄に記載した日時がI Cレコーダ内ディスプレイ上に表示されたものであることを付記して、その表示された日時を記載したと説明している。

ウ 当審査会で本件対象保有個人情報3を見分したところ、「録音日時」欄の日時の記載の後に「※I Cレコーダ内ディスプレイ上に表示」との記載があり、さらに、「内容」欄には「他のレコーダに録音されていた音声を提出されたI Cレコーダで再録音したと思われる」との記載があることが確認できた。このことから、実施機関は、審査請求人等の音声は直接にI Cレコーダに録音されたのではなく、他のレコーダに録音されていた音声データがI Cレコーダに録音されたものであり、I Cレコーダのディスプレイ上に表示された日時が、その録音日時であると判断しているものと認められる。

また、「録音日時」欄は、審査請求人から提出された資料から得た情報に基づき、本件対象保有個人情報3が審査会の調査審議に供するための資料であることなど、様々な要素を勘案した上で実施機関が記載するものであり、これに関する実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

エ 以上のことから、「録音日時」欄は、こうした実施機関の「判断」を経て記載されたものであるということが出来る。

ここで改めて本件訂正請求を見てみると、その内容は、「録音日時」欄をどのように記載するかという実施機関の「判断」を対象としており、「事実」を対象としたものとは認められない。

したがって、本件訂正請求は条例第29条第1項に規定する訂正請求の対象外で

あるとして、「録音日時」欄を訂正しないこととした本件処分は、妥当である。

(4) その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

早川 和宏、西田 幸介、東谷 良子

審議の経過

年 月 日	内 容
平成30年10月 5日	諮問（諮問第156号）を受け、弁明書の写し及び反論書の写しを受理
平成30年10月29日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成30年11月27日	審議
平成31年 1月21日	審議
平成31年 2月26日	審議
平成31年 3月25日	審議
平成31年 4月10日	答申